



各 位

会社名 株式会社 アスモ
代表者名 代表取締役社長 長井 尊
(コード番号 2654 東証第二部)
問合せ先 取締役 経営企画室室長
岡田 秀樹 (TEL 03-6911-0550)

臨時株主総会の開催日時および招集議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成26年12月15日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成26年12月31日を基準日と定め、翌年2月中旬に臨時株主総会を開催する旨をお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催日および付議議案を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の開催日時および場所

日時：平成27年2月18日（水曜日）午前10時

場所：東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル

2. 臨時株主総会付議議案

| 号 数 | 議 案 | 会社提案又は株主提案 |
|-------|-----------|------------|
| 第1号議案 | 取締役2名選任の件 | 会 社 提 案 |

3. 各議案の概要

取締役2名選任の件

(1) 取締役候補者

| 氏 名 | 現 役 職 | 選任の種別 |
|------|-------|-------|
| 長井 力 | — | 新 任 |
| 北嶋 准 | — | 新 任 |

(2) 取締役候補者の略歴

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------------------------------|---|----------------|
| 長井 力 (ながい りき) (昭和46年8月16日) | 平成13年11月 株式会社ベストライフ取締役就任 平成17年10月 株式会社ベストライフ取締役総務部長就任 平成18年8月 株式会社ベストライフ代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ベストライフ代表取締役社長 株式会社ベストライフホールディングス代表取締役社長 | — 株 |
| 北嶋 准 (きたじま じゅん) (昭和23年1月2日) | 昭和45年4月 東急観光株式会社 入社 千葉支店副支店長等を歴任 平成6年4月 東急バス株式会社 企画開発部 課長 平成12年5月 東急リビングサービス株式会社 営業管理部長 平成22年4月 株式会社モーリーメイドアメニティ取締役就任 | — 株 |

(注) ① 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフの代表取締役を兼務しており、同社は、平成26年9月30日現在において当社の発行済株式総数の10.09%の株式を所有しております。

② 当社の100%子会社である株式会社アスモフードサービスは、株式会社ベストライフの運営する有料老人ホームに給食を提供しております。株式会社ベストライフへの売上高が株式会社アスモフードサービスの売上高に占める割合は、平成26年3月期において73.07%です。

- ③ 当社の100%子会社である株式会社アスモ介護サービスは、株式会社ベストライフと施設運営等に関するフランチャイズ契約を締結しております。株式会社ベストライフへの売上高が株式会社アスモ介護サービスの売上高に占める割合は、平成26年3月期において7.33%です。
 - ④ 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフホールディングスの代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係等はありません。
 - ⑤ 取締役候補者 北嶋准氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - ⑥ 取締役候補者 北嶋 准氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員候補者でもあります。
 - ⑦ 北嶋准氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また、サービス業の豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。
 - ⑧ 当社が知り得る限り、社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役員又は監査役に就任していた時、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実はありません。
 - ⑨ 当社が知り得る限り、社外取締役候補者について、以下の事項への該当はありません。
 - ア 当社の特定関係事業者の業務執行者であること。
 - イ 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役等としての報酬は除く。）を受ける予定があること、又は過去2年間に受けていたこと。
 - ウ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - エ 過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
 - オ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。
 - ⑩ 当社の現行定款では、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。社外取締役候補者 北嶋 准氏が原案通り新たに選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当社における責任限定契約の内容（概要）は以下のとおりであります。

 - ア 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - イ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- (3) 取締役候補者選任理由
当社の経営基盤の強化を図るため、取締役を2名増員するものであります。
- (4) 就任予定年月日
平成27年2月18日（臨時株主総会開催予定日）

以 上